

# 電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証について

---

2018年10月  
総務省  
テータ通信課

## 諮問の概要

- 平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、法律の施行(平成28年5月21日)から3年後にその施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となってきた。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成27年改正法の施行状況を含め、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について諮問を行う。

## 答申を希望する事項

- |                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| (1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン         | (5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方 |
| (2) 通信基盤の整備等の在り方               | (6) 消費者保護ルールの在り方       |
| (3) ネットワーク中立性の在り方              | (7) その他必要と考えられる事項      |
| (4) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 |                        |

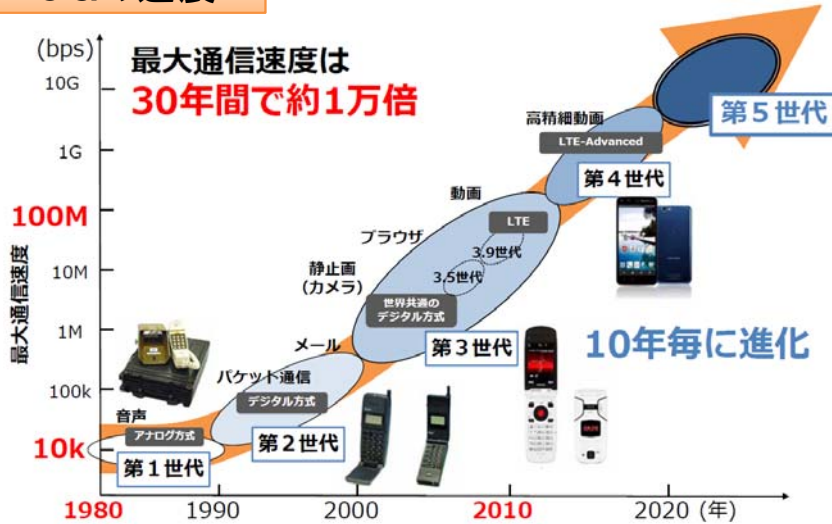
## スケジュール

- 2019年6月を目途に中間答申、同年12月を目途に最終答申を希望。

# 情報通信を取り巻く環境の変化

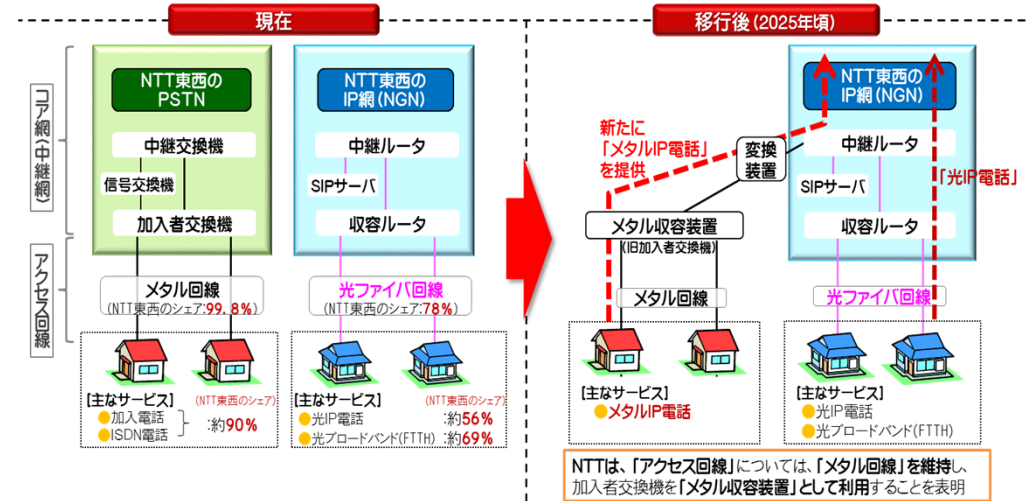
■ 情報通信は、我が国の経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしており、2020年から2030年にかけて、5G(第5世代移動通信システム)の進展、ネットワークのIP化や仮想化の進展といった技術革新、プラットフォームサービスの拡大等の市場構造の変化等により、大きな環境変化が見込まれている。

## 5Gの進展



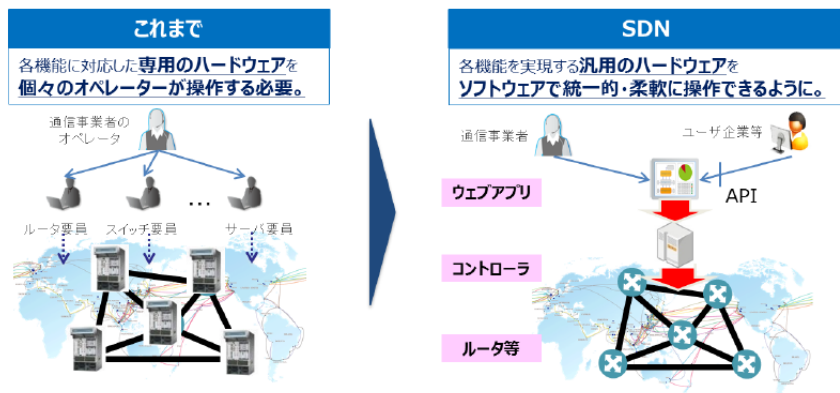
## IP化の進展

### NTT東西のIP網への移行(イメージ)



## ネットワーク仮想化(SDN、NFV)の進展

### ソフトウェアによるネットワーク運用



## プラットフォームの事業拡大

アップル	91.1
アルファベット(グーグル)	70.4
マイクロソフト	61.7
フェイスブック	53.9
アマゾン	50.5

### 主なICT企業の時価総額(単位:兆円)

(参考) 日本のICT企業

NTT	11.0
NTTドコモ	9.8
ソフトバンク	9.5

(出典) 情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会(第10回)事務局資料、電話網移行円滑化委員会(第36回)NTT東日本・西日本資料、情報通信審議会「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第二次中間答申(概要)、日経新聞記事を基に総務省作成

プラットフォーム  
(アプリケーション)

## ■ 通信ネットワーク全体に関するビジョン

2030年頃に実現が見込まれる通信ネットワークの未来像を踏まえ、電気通信事業政策の在り方を包括的に検討する。

コアネットワーク

## ■ プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

通信の秘密の保護等の観点から、利用者情報の適切な取扱いを確保するための方策等について検討する。

アクセス回線

## ■ ネットワーク中立性の在り方

プラットフォーム事業者を含む関係者間のネットワークに係る費用負担や利用の公平性についてのルールの在り方、利用者に対する透明性の確保の在り方等について検討する。

利用者

## ■ 通信基盤の整備等の在り方

モバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討する。

## ■ モバイル市場の競争環境の確保の在り方

多様なニーズに対応するMVNOの役割増大が見込まれていること等を踏まえ、MNOによるMVNOへのネットワーク提供条件の同等性・透明性の確保に係る方策等について検討する。

## ■ 消費者保護ルールの在り方

サービスの多様化・複雑化を踏まえ、消費者保護ルールの在り方について検討する。

## ■ その他必要と考えられる事項

## ○電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号。平成28年5月21日施行) 附則第9条

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年(平成31年5月21日)を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (参考)平成27年電気通信事業法改正の改正事項

### 1 電気通信事業の公正な競争の促進

#### ■ 光回線の卸売サービス等に関する制度整備

・公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現するため、光回線の卸売サービス等に事後届出制等を導入

#### ■ 禁止行為規制の緩和

・様々な業種との連携を可能とし、IoT等の多様な新サービス・新事業を創出するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和

#### ■ 携帯電話網の接続ルールの充実

・MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者の携帯電話網の接続ルールを充実

#### ■ 電気通信事業の登録の更新制の導入(合併・株式取得等の審査)

・主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合、公正競争に与える影響等を審査するため、登録の更新を義務付け

### 2 電気通信サービスの利用者の保護

#### ■ 書面の交付・初期契約解除制度の導入

・契約内容を容易に確認できるよう、契約締結書面の交付を義務付けるとともに、一定期間、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

#### ■ 不実告知等の禁止

・料金などの利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

#### ■ 勧誘継続行為の禁止

・勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

#### ■ 代理店に対する指導等の措置

・代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、電気通信事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

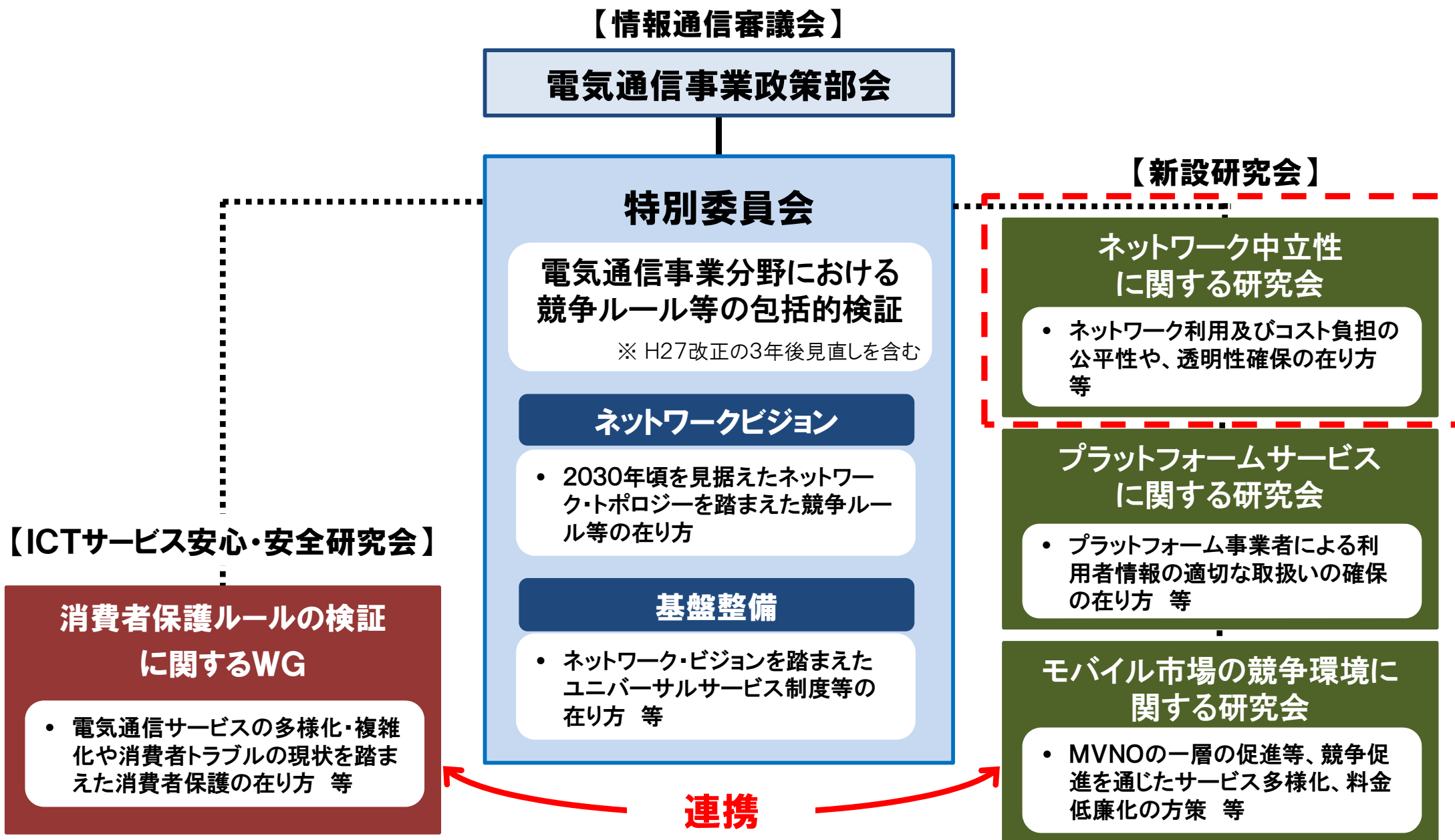
### 3 ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

#### ■ ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

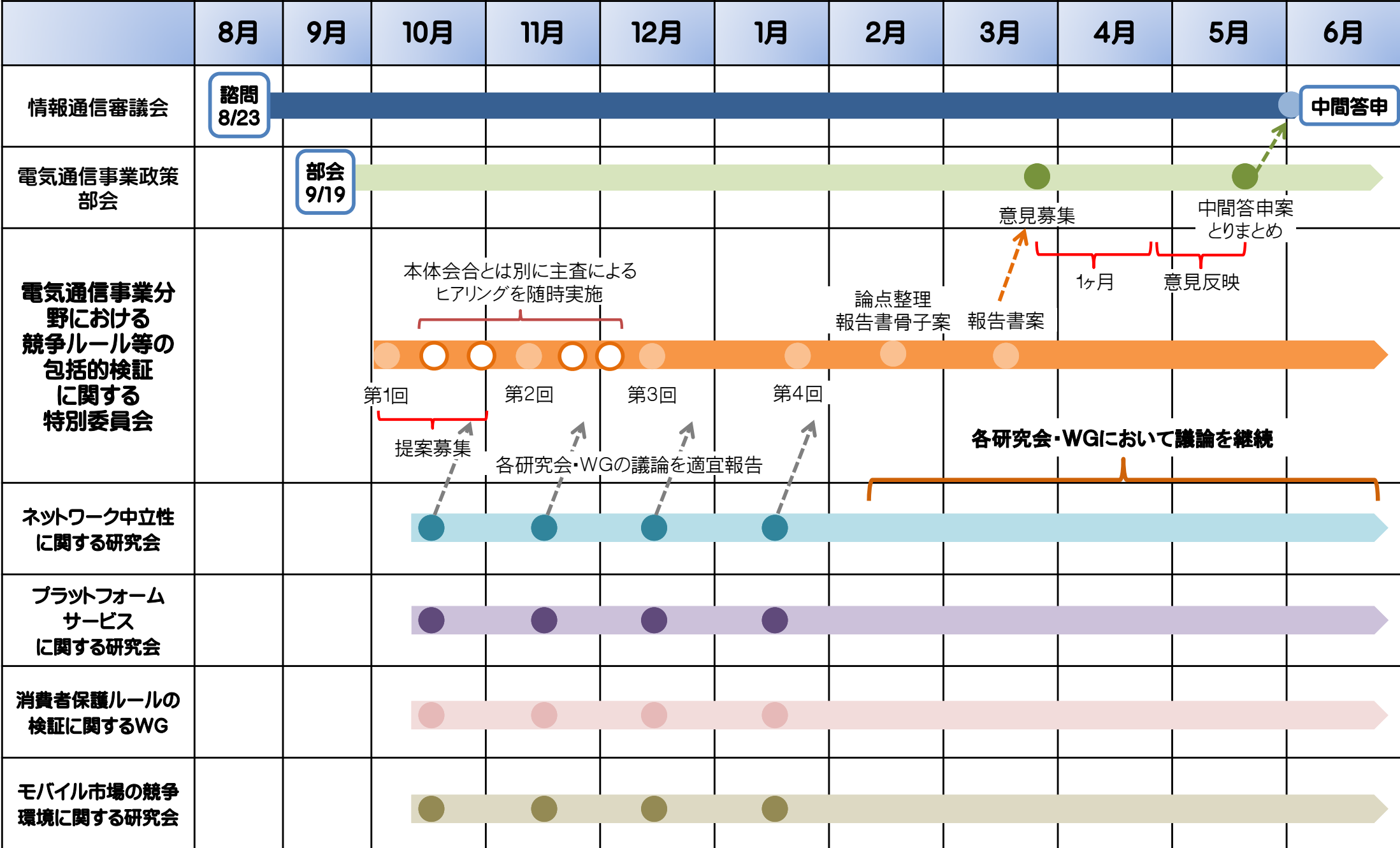
・大規模な事業者等に対し、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出、会計の整理・公表等を義務付け

# 「包括的検証」に関する検討体制について

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。



# 今後の検討スケジュール(案)



※ 情報通信審議会総会（6月～7月頃開催見込み）を含め、上記は全て現時点での想定。なお、必要に応じて緊急提言を行うこととする。

- コンテンツの大容量化やIoT機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性に関する研究会」を平成30年10月より開催。

## 検討事項

- (1)電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、オンライン・プラットフォーマー、利用者など、関係者間におけるネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方
- (2)新たなビジネスモデルに適用されるルールの特明確化
- (3)利用者に対する情報提供(透明性確保)の在り方

等

## 構成員

(敬称略、五十音順)

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授

(座長代理) 大橋 弘 東京大学大学院 公共政策大学院  
・大学院経済学研究科 教授

柿沼 由佳 公益社団法人全国消費生活相談員協会  
IT研究会 研究員

央戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

実積 寿也 中央大学 総合政策学部 教授

庄司 昌彦 国際大学 グローバル・コミュニケーション  
・センター 准教授

一般社団法人インターネットユーザー協会  
理事

田中 絵麻 一般財団法人マルチメディア振興センター  
主席研究員

寺田 麻佑 国際基督教大学 教養学部 准教授

林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授

(座長) 森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授



「ネットワーク中立性に関する研究会」の開催に当たって、基本的な視点や具体的な検討項目等、ネットワーク中立性に関する論点について、提案募集を実施。

(※ 募集期間：平成30年10月6日(土)～10月22日(月))

## 提案募集の対象：「ネットワーク中立性に関する主な論点(案)」の概要

### 基本的視点

- 技術やビジネス環境の変化を踏まえた、2007年に示された「ネットワーク中立性に関する3原則」の現在における有効性
- ①レイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境、②イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進、③十分な情報に基づく消費者の選択の確保という目的の妥当性 等

### 具体的検討項目

#### 【現状及び課題の把握】

- ネットワークの混雑状況や、関係者の取組、米国、EU等諸外国の政策動向を踏まえた検討の必要性

#### 【ネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方】

- プラットフォームレイヤーとネットワークレイヤー間、コンテンツレイヤーとネットワークレイヤー間、上位ISPと下位ISP間、ユーザー間等におけるネットワークのコスト負担の在り方
- 特定のトラフィックを優先するサービスの妥当性(自動運転や遠隔医療等のリアルタイム性が求められるサービス等)

#### 【具体的なビジネス動向への対処】

- ゼロ・レーティングやスポンサーデータ等のビジネスモデルについて

#### 【ネットワーク中立性の確保のための施策】

- ネットワークの中立性を確保するための手段 (事業者による情報公開、サービス品質のモニタリング、紛争解決手段の活用等)

#### 【その他】

# 「ネットワークの中立性に関する懇談会」(2006年～2007年)における議論

## ネットワークの中立性(network neutrality)を確保するための三原則——ブロードバンド政策における基本的認識

「自律・分散・協調」を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、インターネットを利用するすべてのステークホルダにとっての利益の最大化が図られることが必要であり、

- 1) 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
  - 2) 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク(IP網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行なうことが可能であること
  - 3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること
- という3つの要件を基本原則とし、当該要件に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されている。

### ネットワークのコスト負担の公平性 (ネットワークの混雑への対処)

- コンテンツ配信の円滑化に向けた取組
  - ・インターネットトラヒックの把握の精緻化
  - ・P2Pを活用したコンテンツ配信技術の実証実験の展開
  - ・地域トラヒックの折り返しのための地域IXの改善
- ネットワーク混雑の緩和に向けた取組
  - ・帯域制御の在り方に関するガイドラインの策定
  - ・ISPのQoS認定制度の検討
  - ・ADRを含む紛争処理機能の強化

### ネットワークの利用の公平性 (市場支配力の濫用防止)

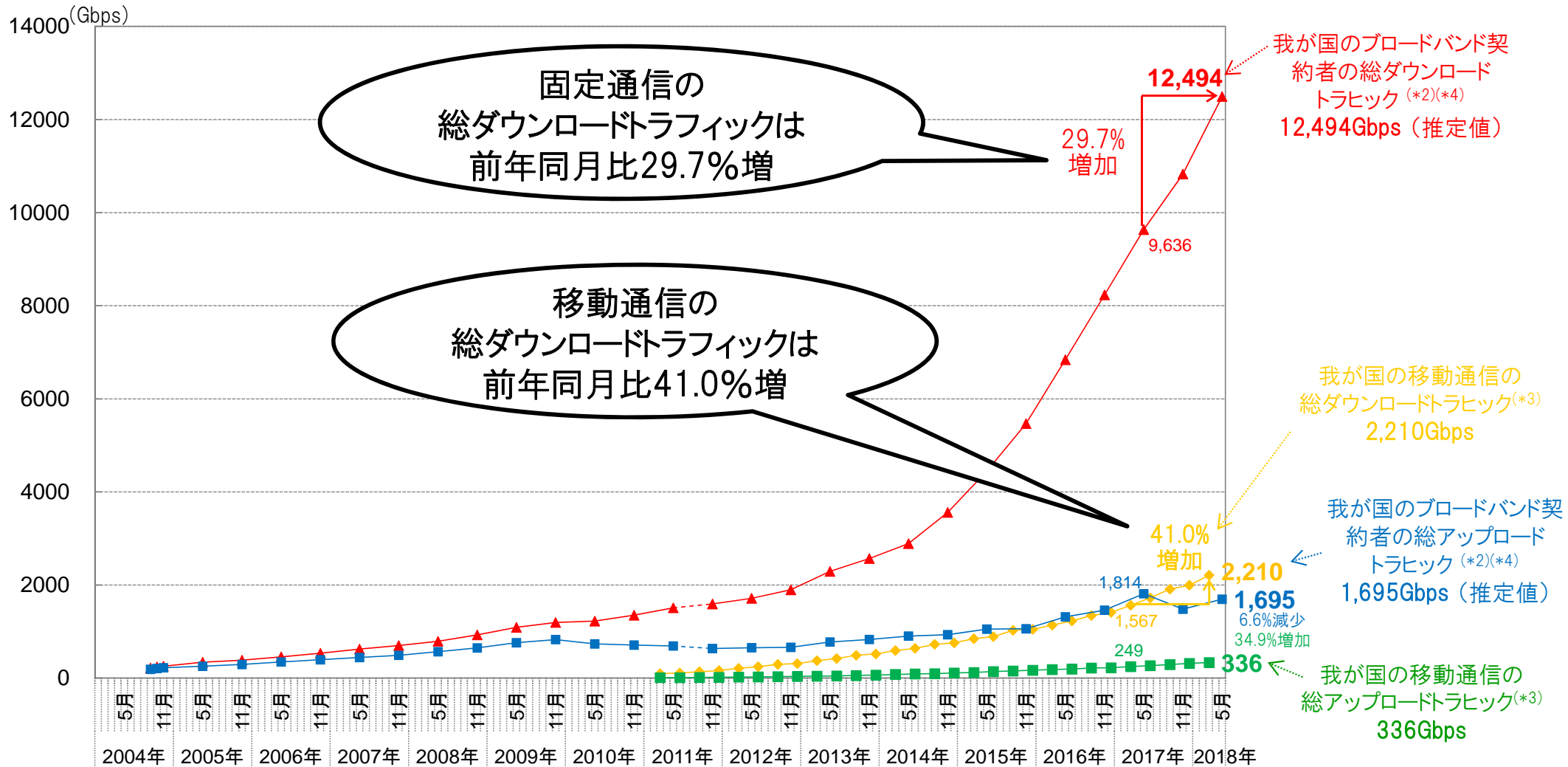
- NTT東西の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続ルールの策定
- 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し
  - ・市場支配力の認定基準の見直し
  - ・複数の市場に係る市場支配力の濫用防止(共同市場支配力、市場支配力の隣接市場へのレバレッジ)
  - ・ドミナント事業者及びこれと資本関係を有する者との共同市場支配力の濫用防止のための仕組みの確立

### その他の施策

- アクセス網の多様化の推進
  - ・電柱・管路の円滑な利用確保、地方自治体等の網構築支援 等
- 新しいビジネスモデルの登場に対応した法体系の見直し
- 利用者保護策の検討
  - ・利用者保護の在り方や料金比較認定制度の検討
- 端末政策の見直し
  - ・端末認証制度の見直し検討、端末等の責任分担モデルの検討
- 認証・課金等のプラットフォーム機能のオープン性の確保
  - ・プラットフォーム機能の連携による新事業創出
- 国際的な制度との整合性確保への積極的貢献

# 固定通信トラフィックと移動通信トラフィックの現状(2018年5月時点)

- 我が国のブロードバンドサービス契約者(\*1)の総ダウンロードトラフィックは前年同月比29.7%増。
- 我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比41.0%増。
- 総ダウンロードトラフィックは、2004年以降一貫して増加傾向を示している。



(\*1) FTTH、DSL、CATV、FWA

(\*2) 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラフィックの一部が含まれる。

(\*3) 『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(平成30年3月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)

(\*4) 追加したISP4社を除いた5社の集計値より総トラフィックを推定